

## 福岡県公安委員会活動状況

### <定例会の主な議題及び要旨>

平成31年2月21日（木）

#### 【報告事項】

#### 1 平成31年全国優秀警察職員表彰受賞者の決定について

（警務部）

警察本部から「本表彰は、毎年、警察庁長官から、長期にわたり職務に勤勉し多くの功労があり、他の職員の模範と認められる者に対し、警察功労章が授与されるものである。本県からは、公安第二課の警部をはじめ、3人の職員が受賞する。全国では95人が受賞する。」旨の報告があった。

#### 2 暴力団事務所使用禁止等の仮処分命令の執行について

（暴力団対策部）

警察本部から「本年2月13日、久留米市東町に所在する指定暴力団道仁会三代目大平組事務所について、同暴力団事務所の付近住民等の委託により、福岡県暴力追放運動推進センターが、裁判所に申し立てを行った結果、事務所使用禁止等の仮処分命令がなされ、同月19日、裁判所執行官による保全執行が行われた。今後、付近住民等に対する保護対策に万全を期すとともに、本件事務所の完全撤去に向けた諸対策を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「指定暴力団の暴力団事務所については、同センターと連携し、県民を交えて完全撤去まで尽力してもらいたい。」、公安委員から「他の暴力団事務所撤去活動においても、付近住民等から委託を受けて同センターが申し立てを行っているのか。住民等とは他に誰が含まれているのか。」旨の発言があり、警察本部から「人格権に基づく事務所使用差止請求については、本件と同様に付近住民等から委託を受けて同センターが申し立てを行っている。まず仮処分の申し立てを行い、早い段階で住民の危険な状況を除去した後に、本訴訟を行っていくが、本訴訟を行う前に警告をして自主的な退去を促す場合もある。住民等とは、申し立てを行った者が特定されないように配慮して表現している。今後も完全撤去に向けて尽力していく。」旨の説明があった。

公安委員から「本件は、同センターが申立人となり、住民が表に出ることがないという点で、非常に画期的である。県警はどのようなバックアップをしているのか。同センターは、財団法人なのか。」旨の発言があり、警察本部から「元県警察の職員が、同センターの役員等を担っているなど、県、同センター、県警察が一体となって取組を行っている。同センターは、公益財団法人である。」旨の説明があった。

#### 3 福井県及び福島県原子力発電所警戒警備特別派遣状況について

（警備部）

警察本部から「原子力発電所の警戒警備に万全を期すため、福井県警察及び福島県警察に対して、継続的に機動隊員を特別派遣している。」旨の報告があった。

公安委員から「派遣先における事故防止について指導をお願いします。」旨の発言があり、警察本部から「今後も指導教養を徹底していく。」旨の説明があった。

公安委員から「当県から派遣されていない期間については、他都道府県の警察から派遣されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「当県から派遣されていない期間については、他都道府県から派遣されている。」旨の説明があった。

#### 【その他の報告事項】

警察本部から「県議会については、2月15日は、国民民主党・県政県議団議員から

の一般質問に対し答弁を行い、本日が議会の閉会日である。明日22日は、門司警察署の督励巡視を行い、26日は、人事異動の内示日となっている。」旨の発言があった。

